

藤枝市議会基本条例の一部を改正する条例

藤枝市議会基本条例(平成26年藤枝市条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第6条」に、「第6条―第9条」を「第7条―第10条」に、「第10条―第12条」を「第11条―第13条」に、「第13条」を「第14条」に、「第14条・第15条」を「第15条・第16条」に、「第16条」を「第17条」に、「第17条―第20条」を「第18条―第21条」に、「第21条」を「第22条」に、「第22条・第23条」を「第23条・第24条」に改める。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第9章中第21条を第22条とする。

第8章中第20条を第21条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第7章中第16条を第17条とする。

第6章中第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第5章中第13条を第14条とする。

第4章中第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第3章中第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第2章中第5条の次に次の1条を加える。

(通年議会)

第6条 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とします。

2 常任委員会は、精力的に所管事務調査を行います。

3 議会の会期を通年とする必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。